

7 近経第 1 6 4 号
令和 7 年 8 月 21 日

大阪府大阪市中央区安土町 1-3-5
株式会社 KANSO テクノス
代表取締役社長 岡田 達志 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、近畿地方整備局長から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 7 年 10 月 20 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 8 月 21 日 ～ 令和 7 年 10 月 20 日（2 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社 KANSO テクノスは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和 6 年 7 月 3 日及び令和 6 年 7 月 17 日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われ、当該取消を受け、建設業法第 31 条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 2 月 4 日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分（22 日間）を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。